

平成31年 第4回

教育委員会定例会会議録

平成31年4月10日

中央区教育委員会

平成31年第4回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成31年4月10日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会教育長 平林治樹
委員 森田潤一
委員 渥美哲夫
委員 窪木登志子
委員 本宮典幸

説明のために出席した事務局職員

次 長 長嶋育夫
庶務課長 俣野修一
副 参 事 河内武志
学務課長 植木清美
学校施設課長 染谷修一
指導室長 中山晴義
教育支援担当課長 細山貴信
統括指導主事 上原史士
統括指導主事 清水浩和
図書文化財課長 志賀谷優

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 木曾雄一
スポーツ課長 井山みさと

書 記 中央区教育委員会事務局

教育行政推進係長 荻原雅彦
教育行政推進係員 宮崎真里

開 議 午後2時00分平林教育長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

教育長 平林治樹
委 員 森田潤一

- 日程第1 議案第18号
平成31年度中央区教科用図書審議会委員（小学校）の委嘱について
- 日程第2 議案第19号
平成31年度小学校教科書採択に関わる諮問について
- 日程第3 議案第20号
中央区青少年委員の委嘱について
- 日程第4 報告事項
各課事業報告について

教育長 ただいまから、平成31年第4回教育委員会定例会を開会いたします。
初めに、本日の会議録署名委員を指名します。本日は、森田委員にお願い
します。

次に、私から報告を申し上げます。3月29日に開会した第3回教育委員
会定例会において、議案第14号「中央区教育委員会事務局幹部職員の人事
について」が可決されましたので、4月1日付で発令を行いました。

それでは、新たに就任した幹部職員の皆さん、一言ご挨拶をお願いします。

(幹部職員 自席にて挨拶)

教育長 それでは、本日の日程に入ります。日程第1、議案第18号「平成31年
度中央区教科用図書審議会委員(小学校)の委嘱について」は教科書採択に
関する人事案件でありますため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法
律」第14条第7項の規定に基づき、会議は非公開としたいと存じますが、
ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、「地方教育行政の組織及び運営に関
する法律」第14条第7項の規定に基づき、会議は非公開とすることと決定
いたしました。

(午後2時02分 非公開委員会開会)

----- 非公開委員会 -----

(午後2時05分 非公開教育委員会閉会)

(午後2時06分 定例会再開)

教育長 続きまして、日程第2に入ります。議案第19号を議題といたします。議
案第19号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第19号「平成31年度小学校教科書採択に関わる諮問」について、
提案説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等ないようなので、議案第19号を可決するこ
とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第20号を議題といたします。議案第20号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いいたします。

次長 議案第20号「中央区青少年委員の委嘱」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等ないようですので、議案第20号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、報告事項に入ります。日程第4、報告事項のうち(1)、(2)について報告をお願いします。

庶務課長 「平成30年度教育委員会表彰の実施結果」について、資料1により報告。

「訓令の改正」について、資料2により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、次に(3)について報告をお願いします。

学務課長 「平成31年度区立学校・幼稚園周年行事の実施予定日」について、資料3により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、続きまして(4)について報告をお願いします。

指導室長 「平成31年度中央区教育委員会研究奨励校(園)」について、資料4により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、次に(5)、(6)について、報告をお願いします。

図書文化財課長 「平成31年度「子ども読書の日」記念事業の実施」について、資料5に

より報告。

「平成31年度区立図書館図書特別整理の実施に伴う臨時休館及び図書等のリサイクルの実施」について、資料6により報告。

教育長
森田委員

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

今、ご報告いただいた内容と直接の関係はありませんが、昨年3月に第三次中央区子ども読書推進計画が策定されて、ちょうど1年たったところです。親と子のふれあいブックスタートや子ども読書手帳、ぬいぐるみおとまり会などの新規事業の実施状況や成果などを教えてください。

図書文化財課長

第三次子ども読書活動推進計画では、40項目の新規・充実事業を策定し、順次進めているところでございます。昨年度は、親と子のふれあいブックスタート、また、子ども読書手帳の配布、ぬいぐるみおとまり会の3つの事業を実施しました。

親と子のふれあいブックスタートについては、671名のお子さんに本を配布させていただきました。

子ども読書手帳については、昨年10月に区内の3歳以上の幼稚園・保育園の園児、すべての小・中学生に配布しています。

ぬいぐるみおとまり会は、京橋図書館で昨年8月、日本橋図書館、月島図書館では今年2月にそれぞれ実施しました。各館とも募集を超える応募があり、残念ながら抽選で外れてしまったお子さんが多くいましたことから、募集人数を昨年度の10名から今年度は20名に増やしたいと考えています。

今後も第三次子ども読書活動推進計画を着実に推進していくとともに、子どもから大人まで、あらゆる世代が読書活動を楽しめるような施策を推進していきます。

森田委員

ありがとうございます。読書離れが進んでいる中学生への対策もよろしくお願いします。

渥美委員

中学生までの子どもに読書手帳を配布したということですが、配布された読書手帳はどのように活用されているのでしょうか。

図書文化財課長

読書手帳にもいくつか種類がありますが、本区では、本の内容・感想などを書き込める手帳型のものを配布しています。自分で書き込むことで、記憶にも残りますし、後で読書手帳を読み返すなどの活用ができるようになっています。

読書手帳1冊で50冊分の本について記入ができます。配布したのが10月なので、まだそれほど数は多くありませんが、「いっぱいになったから新しい読書手帳がほしい」というお子さんが図書館に何人か来ています。

渥美委員

ありがとうございました。

教育長

当初は、銀行の通帳のような読んだ本のタイトルが印字されていく形式の

ものをイメージしていたのですが、印字だけでなく、感想などを書き込んで記録していく形式の物を配布しました。2冊目を取りに来た子どもが何人かということは確認できると思いますが、子どもたちがどの程度活用しているのかという確認は難しいのかもしれない。

渥美委員 学校で読書手帳を見て、読書状況などを確認するようなことはあるのでしょうか。

窪木委員 読書記録は、その傾向が分かってしまうこともあって、あまり見せたくないという方もいるかもしれません。

渥美委員 なるほど、そういうこともあるんですね。

教育長 読書離れに対して、今後、読書手帳をどのように活用していくのかなど、読書活動の推進への取組は、本の森ちゅうおう(仮称)の整備をすすめる上で課題でもありますので、図書文化財課・各図書館が中心になって取り組んでまいります。

渥美委員 ありがとうございます。

教育長 それでは、(7)について報告をお願いします。

文化・生涯学習課 「平成31年度文化・生涯学習課事業」について、資料7により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、引き続きまして(8)、(9)について一括して説明をお願いいたします。

スポーツ課長 「平成31年度スポーツ事業一覧」について、資料8により報告。

「都立晴海総合高校を活用したスポーツ体験教室の実施」について、資料9により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いします。

窪木委員 「平成31年度スポーツ事業一覧」についてお聞きします。スポーツ推進委員の活動で、ターゲットバードゴルフをはじめとする11項目の「個人開放事業」を実施されるということですが、これは、どのような形式で行われているのですか。

スポーツ課長 スポーツ施設の開放事業については、あらかじめ団体登録をして利用する団体開放と、誰でも気軽に参加できる個人開放があります。ご質問いただいたスポーツ推進委員による個人開放は、それぞれの種目について、記載の時間・場所であれば自由に参加できるものです。

窪木委員 スポーツ推進委員の活動として個人開放事業を実施しているときは推進委員の方がずっと会場にいらっしゃるということですか。

スポーツ課長 はい。スポーツ推進委員が会場において指導を行います。

森田委員 都立晴海総合高校を活用したスポーツ体験教室を区と地域スポーツクラブ

大江戸月島との共催で行うことに関連してお聞きします。地域スポーツクラブ大江戸月島が設立されたときに、京橋地域や日本橋地域にも地域スポーツクラブを作るといってお話があったように記憶していますが、今後、地域スポーツクラブを設立する予定はあるのでしょうか。

スポーツ課長

地域スポーツクラブ大江戸月島は平成25年に設立された子どもから高齢の方まで、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる地域が主体となって運営するスポーツクラブで住民同士の交流等も活発に行われております。会員は月島地域の方が多のが現状です。

日本橋地域での地域スポーツクラブの設立について地域の方々やスポーツ推進委員が主体となって検討しているところです。

教育長

日本橋地域での設立に向けた検討が進んでいるということですね。

スポーツ課長

はい。

森田委員

よろしくお願いします。

本宮委員

中央区は、生涯スポーツを推進していますが、区内にはスポーツを楽しむことができる施設・場所が減ってきているように感じています。晴海総合高校の協力で校庭を利用できるということですが、子どもをはじめとした区民がスポーツを楽しむことができる限られた施設を、有効活用できるように区として協力を呼びかけていただきたいと思います。

スポーツ課長

晴海総合高校はスポーツ少年団とソフトボールの練習に昼間利用していたのですが、夜の時間があいているということで学校の了解を得て、今回、試行的にスポーツ体験教室を実施することになりました。今年度10回実施してみて、回数を増やしたり、時間を延長したりできないかということを検討していきたいと思っています。

本宮委員

よろしくお願いします。

教育長

スポーツを楽しめる施設・場所について既存施設を有効活用することは、学校施設の有効活用ということになると思います。学校施設の有効活用には教育委員会としても最大限協力していきたいと考えています。晴海に新設する小学校・中学校では、学校の教育活動に支障がなければ区民に施設を開放するタイムシェアの考え方を取り入れていきます。既存校でも同様に取り組んでいきたいと思っています。

それでは、(10)につきまして各担当課長からご報告をお願いします。

学務課長

「意見・要望」の1件目、2件目について、資料10により報告。

図書館文化財課長

「意見・要望」の3件目、4件目について、資料10により報告。

教育長

ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いします。

渥美委員

学校指定品の購入場所などについてのご意見をいただいておりますが、対応には「あくまで推奨品であり、類似品であれば認める運用を行っています。」

となっていますが、標準服の類似品ということになるとどのように考えればよいのでしょうか。例えば、泰明小学校のアルマーニデザインの標準服については、どのようなものを類似品ととらえるのですか。

学務課長 標準服の白いシャツやブラウスも、学校指定品を取り扱うお店で購入した物ではなく、ほかの店で購入した白いシャツやブラウスでも問題ありません。学校が推奨しているものをすべて揃えなければいけないということではありませんので、泰明小学校でもアルマーニデザインのものでなくても大丈夫です。

また、泰明小学校の標準服については、今年度の入学児童の保護者からも特にご意見などありませんでした。

標準服や学校指定品については、各学校で保護者や学校関係者の方が相談して決められています。

次 長 実際は標準服がある学校の児童が、標準服を着用しないことはほぼないのですが、各学校では標準服は制服ではないというスタンスをとっています。泰明小学校で言えば、アルマーニデザインの標準服ではなく、紺色のブレザーを着てくるということでも、類似している服ということで学校は認めると思います。

また、生産ラインの問題があるので、製造できるのは1社というように限られてしまうので、各校2社以上で学校指定品や標準服を取り扱うことは事実上難しいということもあります。

渥美委員 一般的な感覚からすると、「類似品でもいいですよ」と言われても、皆が着ている標準服ではない物を着てくるというのは勇気がいると思うので、どのように取り扱っていくのか疑問に思ったのでお聞きしました。類似品でもOKということ、上手く運用していただけたらと思います。

教 育 長 制服ではなく標準的な色・形を定めている標準服であるということなので、色や形など遜色ない物であれば学校指定品でなくとも問題ない。あくまで標準服なので、必ずこれを着てくださいということではないことを回答しています。

2件目の学校給食についてのご意見で、ごまアレルギーの児童への給食の提供は最終的にどうなったのですか。

次 長 ごまアレルギーは、ごまのたんぱく質に反応してアレルギー症状が出ます。通常、ごま油はほとんどたんぱく質を含まないので、アレルギー反応を起こすことはほぼないということです。ごま油に含まれるごくわずかなたんぱく質に反応するような場合、集団給食施設で調理したものを提供するべきではないという厚生労働省のマニュアルがあります。このお子さんには、これまでごま油を除去して給食を提供してきたのですが、「ごま油でアレルギー反

応を起こすということだと給食の提供ができなくなってしまうので、ごま油を除去しなければならないのか医師に確認してください」ということを再度ご説明しました。

医師に確認していただき、ごま油は大丈夫ということで、今までどおり給食を提供しています。

教育長 ごま油を抜いて提供していた今までの対応が、本来は違っていたということですか。

次長 これまでは、保護者の方の要望で、ごま油も抜いていたのですが、小学校各校で独自給食を開始して、アレルギーへの対策として代替食を提供できるように検討をしていくなかで、お子さんのアレルギーの状況を確認させていただきました。

代替食というのは、アレルギーの要因となるたんぱく質をすべて除いた物になります。牛乳のたんぱく質を抜いたもの、卵のたんぱく質を抜いたもの、と個別に作ると、誤配をする可能性もあるので、厚生労働省からは、すべてのアレルギーを抜いたものを提供するというマニュアルが提示されています。

教育長 各校が独自の給食を提供することによって、改めて説明して確認をお願いした。その結果、ごま油は除去しなくても大丈夫ということで、今は、給食を提供しているということですね。

次長 はい。

教育長 わかりました。

窪木委員 すみません。確認なのですが、ごま油は除去しなくても大丈夫、ということですが、ごまについてはどうなのでしょう。

次長 ごまのたんぱく質がアレルギーの原因なので、ごまを抜いたものを提供しています。

本宮委員 一つだけ確認させてください。先ほどの学校指定品や標準服のことについてですが、保護者が標準服でなく私服で登校させるという場合はどうなのでしょう。

ご意見に対する対応に、「あくまで推奨品であり、類似品であれば認める運用を行っています」とありますが、標準服とは全く違う色や形の私服を着てきた場合の対応が気になったのでお聞きしました。

次長 私服での登校も基本的には学校が認めるはずです。

こちらのご意見は、1カ所でしか買えないのはリベートをもらっているからではないかという内容なので、「似ている物を他のところで購入していただいても大丈夫です」という趣旨の回答をしています。

本宮委員 わかりました。

森田委員 学校の標準服や体操着などを扱うお店は、いろいろな体格の子どもに合わ

せられるように、すべての品目であまり需要がないサイズも置いておかなければならないし、需要があるサイズはいつもある程度の在庫をもっていないといけないので在庫を置くスペースも必要で大変だと聞いたことがあります。

以前、日本橋小学校のPTA会長をしていたときに、靴を取り扱っていたお店がなくなって、別のお店に取り扱いをお願いするのが大変でした。

また、標準服は白いシャツの胸ポケットに校章などのマークがついているものが多いのですが、白いシャツならほかのものでも問題ないと学校からも案内があったと思います。

教 育 長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

教 育 長 これで本日予定していた日程は終了いたしました。委員の皆さまからご意見等ございましたらお伺いいたします。

渥美委員 働き方改革関連法の施行により、4月1日から年間5日以上の有給休暇の取得が義務付けられましたが、学校の先生方は有給休暇を取得できるのでしょうか。

庶務課長 働き方改革関連法の施行により改正労働基準法が4月1日から施行されております。内容につきましては、時季の指定といたしまして、雇用側が労働者に対して休暇の取得日を5日間指定できるようになりました。

教員や事務などの地方公務員は労働基準法の適用外となっておりますが、本区では、働き方改革の一環として、各学校で夏休み中に教員は原則として全員が休暇を取得する期間を設けています。今後につきましては労働基準法の改正の趣旨をしっかりと受けとめ、最少の経費で最大の効果をあげつつ、職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮しながら働き方改革を推進してまいります。

渥美委員 学校の先生にも有給休暇はあるのですよね。

庶務課長 あります。

渥美委員 私の知人で学校の先生をしている方から、子どもを預かっているという責任感からなかなか休みが取りにくいと聞いたことがあります。公務員は労働基準法の適用外ということですが、子どもたちの教育を第一に考えながら、働き方改革にはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

指導室長 特に小学校では担任が全教科の授業を行いますから休みが取りにくいということがあるかと思います。子どもが学校に来ない長期休業中には、各自の事務や研修・会議などもあります。調整して休暇を取得するようにこれまでも取り組んでいます。

渥美委員 長期休業期間中に、なるべく休暇を取得できるようにしているということですね。ありがとうございました。

教育長 ほかにご意見等ございますか。よろしいですか。

 (「なし」の声あり)

教育長 それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時48分 教育長閉会宣言

署名委員